

## 乳児等通園支援事業の実施に向けた準備について

### 1 実施予定施設の認可について

区内の民間の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業に確認し、実施を希望した以下の施設について、認可手続きを進めていく。

#### (1) 認可保育所 7施設

東上野乳児保育園（公設民営）※	アスクリゅうほく保育園
共生保育園	スターキッズ保育園
康保会乳児保育所	ソラスト竜泉保育園
アスクくらまえ保育園	

※公設のため区の認可は不要だが、「東京都台東区立保育所条例」の改正を今後予定

#### (2) 認定こども園 2施設

はぐはぐキッズこども園東上野	忍岡こども園
----------------	--------

#### (3) 地域型保育事業 6施設

ウィズブック保育園入谷	KAYOこども室
はぐはぐキッズ浅草橋アネックス	つぼみ保育室
ふたみ家庭保育室	家庭的保育室ふわふわ

### 2 条例の整備について

#### (1) 東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（認可基準条例）

国の基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

#### (2) 東京都台東区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例（確認基準条例）

乳児等通園支援事業者について、給付費の支給対象として適切であるかを区が確認するための基準（利用定員その他の運営に関する事項）を条例により定める。なお、区の条例で定める基準は、国の基準のとおりとする。

### 3 市町村子ども・子育て支援事業計画の代用計画策定について

#### (1) 策定の経緯

国の基本指針が改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項として、  
①乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期  
②乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項  
が追加された。

これを受け、区は計画を変更するか、代替措置として代用計画を策定することが必要となつた。

#### (2) 区の対応

①は子ども・子育て支援事業計画を包含する台東区次世代育成支援計画（第3期）において既に定めている。

②について、代用計画を新たに策定する。

#### 【代用計画案】

- 区内の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後のニーズも含めた満3歳以上の適切な教育・保育提供体制を維持するほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報共有が図れるよう支援する。
- 区内の教育・保育施設で実施している未就園児対象の催しにより利用を体験する機会を提供するほか、満3歳以上も利用可能な施設を適切に案内していくことで、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

### 4 今後の予定

令和7年12月10日	次世代育成支援地域協議会（代用計画案意見聴取）
令和8年 1月	次世代育成支援地域協議会（認可意見聴取）
3月	代用計画策定
	事業所認可
4月1日	改正後の認可基準条例施行 確認基準条例施行

第102号議案 東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の  
一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(職員の一般的要件) 第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。	(職員の一般的要件) 第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。
(職員の知識及び技能の向上等) 第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 (略)	(職員の知識及び技能の向上等) 第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 (略)
(虐待等の禁止) 第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(運営規程) 第16条 (略) (1)～(5) (略) (6) 利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 <u>その他の</u> 利用に当たっての留意事項 (8)～(11) (略)	(運営規程) 第16条 (略) (1)～(5) (略) (6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの</u> 利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 <u>並びに</u> 利用に当たっての留意事項 (8)～(11) (略)
(秘密保持等) 第18条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 (略)	(秘密保持等) 第18条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 (略)

<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。</u>）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(準 用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及び<u>その乳児等通園支援事業所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式そ</p>	<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(準 用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 <u>この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及び<u>その職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式そ</p>
--	--

子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。

の他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。

#### 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。